

地域主権論

滋賀県自治創造会議

2010年10月12日

新川達郎(同志社大学)

地方分権から地域主権へ

- 国から地方へ：地方分権改革
- 地域主権改革へ：地方自治体の自由度を高める
- 地域主権関係法案の通常国会上程
- 参院選後の動向：国と地方の協議の場の設置、法律による義務付け枠づけの廃止や整理、地方自治法改正（議員定数規制、法定受託事務関係など）の継続審議

民主党政権と地方制度改革

- 地域主権改革：大綱の策定、
- 地方行財政改革検討会議：議会制度、監査制度、地方自治制度の枠組み検討
- 『新しい公共』宣言：民間、NPO・市民の役割
- 民主党参議院選挙公約：公共事業補助金の一括交付金化、国直轄事業地方負担金廃止、住民サービス基準の設定権限移譲

政権交代：鳩山内閣の重点方針 地域主権改革大綱の意義

- 明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換
- 国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へ根本的に転換
- 地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくもの
- 地方自治体のための改革ではなく、国民のための改革

菅直人内閣における地域主権

- 地域主権改革、地方自治抜本改革の維持
- 片山総務大臣の位置：地域主権改革へ
- 地方自治制度の新たな展開：地方議会制度、住民自治と直接請求制度改革、住民投票制度
- 地方自治の全体像：分権、地域主権、補完性原理、基礎自治体重視へ

地域主権の意義

- 『地域主権』とは国民主権原理のもと国民が地域社会を自らの責任でつくっていくこと
- 「地域主権改革」という用語を「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」と定義

地域主権改革の方向

- 国と地方は対等なパートナーシップの関係：
国と地方が協働してつくる
- 国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」
の考え方に基づく：特に住民により身近な基
礎自治体を重視
- 国と地方自治体の適切な役割分担と地方自
治体の自由度拡大、自主性及び自立性向上
- 国は国家の存立にかかる事務、地方は地域
の総合的自主的な行政を担う

地域主権戦略会議主要検討事項

- 行政分野横断的な取組として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、
- 基礎自治体への権限移譲、
- ひも付き補助金の一括交付金化、
- 国の出先機関の抜本的な改革：地方へ権限財源移譲
- 地方自治法抜本改正と地方政府基本法案実現へ

地方行財政検討会議；地方自治法抜 本改正の基本的考え方

- 住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにすること
- 地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにすること
- 規模・能力の拡充が進んだ基礎自治体を前提としたときに、現行の市町村に関する諸制度がこの間の変化を踏まえ新しい基礎自治体の姿にふさわしいものとなっているか検討が必要

選択的地方自治制度へ

- 地方公共団体の組織及び運営や住民自治の仕組みの選択
 - ・法律によって定められる基本的枠組みの中で可能な限り選択肢を用意し、地域住民自身が選択できるような姿を目指すべき
 - ・例1：議会内閣制と大統領制(2元代表制)の選択
 - ・例2：県と市町との関係、役割分担、協力連携

地方制度：その役割分担と再編

- 市町村合併と合併後の地域形成：地域内分権、水平的連携による広域行政（定住自立圏構想）
- 都道府県を越えた広域行政の必要と道州制論議：国の出先機関廃止と事務移譲
- 府県（広域自治体）と市町村の関係改革：上下から対等へ、市町村への分権推進
- これからの地方制度再編：近隣自治（地域自治）、基礎自治体（市町村自治）、市町村広域連合、広域自治体（府県自治）、府県広域連合、（道州制）

地方自治を中心とする これからの地域課題解決の担い手

- 課題解決のために：基礎自治体と広域自治体の役割再編；新たな地方自治の構想
- 補完性原理、近接性原理による基礎自治体優先の考え方：広域から基礎への権限移譲
- 自治体間格差は水平的広域連携で解決
- 基礎自治体、広域自治体、国間の対等協力関係のもとでの地域経営
- 基礎自治体：総合的に地域課題に応える
- 広域自治体：連絡調整中心、広域的事務補完